

# 環 境

---

1	環境保全活動の推進	225
2	緑化推進・生物多様性の保全	231
3	水環境の保全	232
4	廃棄物の適正処理と リサイクルの推進	237
5	し尿処理及び浄化槽の 普及促進	242
6	環境総合センター	244



## 1 環境保全活動の推進（環境政策課）

### （1）環境保全

#### ア 概要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化やそれが原因といわれる異常気象をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化するとともに深刻化してきている。

このような環境問題は、今日の人々の経済的、社会的な活動が原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境保全を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取り組みを推進するべく、平成7年（1995年）9月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

#### イ 環境基本条例

昭和63年（1988年）に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定し、現在、地下水、緑、都市景観保全など個別に条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んできたが、生物多様性の損失、自然災害の頻発化及び激甚化の要因といわれる地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境の問題に対応するため、令和3年（2021年）10月に条例改正を行い、新しい理念に基づく良好な環境の確保に取り組んでいる。

#### ウ 環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ため、令和4年（2022年）3月に本市の環境行政のマスタープランとして「第4次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、今日の新たな環境課題に的確に対応するとともに、「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」を目指すべき都市像として、市民・市民活動団体・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを目的としたものである。また本計画は、計画期間を10年間として策定しており、これまでの環境保全に取り組んできた経験を活かし、本市の恵まれた環境をまもり、はぐくみながら、未来につないでいく「持続可能な環境都市」を目指す。

##### 基本方針

- ① 快適で安全・安心な生活環境をつくる
- ② 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる
- ③ 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ
- ④ 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる
- ⑤ 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる
- ⑥ 地域から行動し、地球環境をまもる
- ⑦ 各方針をつなぎ横断的に取り組む

##### 重点的取組

- ・ 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくりの推進  
～アジア・太平洋水サミットと全国都市緑化くまもとフェアを契機とした、継続・発展的な取組展開～
- ・ 持続可能な脱炭素社会の実現  
～「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指して～

## エ 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

### ① 市民啓発事業

環境に関する出前講座やごみ処理施設の見学等を実施している。また、LINEを活用したクイズ形式の環境啓発にも取り組んでいる。

### ② 事業者の環境配慮促進

事業者に対しては、本市独自の簡易な環境管理システムである「熊本市事業所グリーン宣言」制度を実施するとともに、環境省が策定し、中小事業者が取り組みやすい「エコアクション21」の認証取得を呼びかけるなど、事業者の継続的な環境負荷低減に向けた取組を後押ししている。

### ③ 行政の率先活動

市自らが行う事務事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、平成14年（2002年）10月に本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ISO14001」の認証を取得し、その運用を行ってきた。平成23年度（2011年度）からは、対象を指定管理者制度を導入している施設を含めた全施設に拡大し、本市独自の環境管理システムを運用している。

また、市が実施するすべての公共事業において、事業構想・計画の段階から設計・施工段階に至るまで、温暖化対策や資源の有効活用など環境負荷の低減、自然環境の保全及び歴史的環境・生活環境の保全に配慮する仕組みとして「熊本市公共事業環境配慮指針」を策定し、平成21年（2009年）10月より施行している。

### ④ パートナーシップによる環境保全活動の推進

九州新幹線沿線の都市（福岡市、北九州市、鹿児島市、熊本市）による、九州地域一体の発展に貢献することを目的とした四都市連携事業の一環として、環境分野に関する情報交換等を行っている。また、環境への配慮と産業活動を両立させ、新たな資源循環型社会の形成により環黄海地域が「世界のモデル地区」となることを目指した、東アジア経済交流推進機構（環境部会）へ参加している。その他にも、国・県等の他の行政機関をはじめ、大学や研究機関、国際機関等との連携協力を図っている。

## オ 審議会

環境審議会（昭和63年（1988年）10月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 15人（任期3年）

開催回数 全体会5回 部会1回 （令和3年度（2021年度）実績）

## カ 環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和63年（1988年）10月発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期3年）

開催回数 2回（令和3年度（2021年度）実績）

## キ 公害苦情処理件数

令和3年度（2021年度）の苦情処理件数は下表のとおりであり、総数297件と過去4年間の平均値226件と比較すると多い値となった。種類別の割合を見ると、騒音が42%と最も多く、次いで水質汚濁が23%となっている。

苦情の内容は、騒音関係では建築工事、水質汚濁関係では油流出事故に関する苦情が多い。

## 公害苦情処理件数

(単位：件)

種 別 \ 年 度	平 29	平 30	令 元	令 2	令 3
大 気 汚 染	66	37	14	23	33
水 質 汚 濁	54	47	34	52	67
土 壌 汚 染	0	0	0	0	0
騒 音	92	90	87	92	126
振 動	28	16	5	16	23
悪 臭	38	40	23	24	43
そ の 他	6	6	3	10	5
計	284	236	166	217	297

## ク 公害防止事前指導

工場や店舗・飲食店等からの騒音や悪臭等の公害苦情を未然に防止するため、専用住宅以外の建築物については、建築確認申請の際、建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、法令に基づく届出や騒音等公害発生を未然防止の事前指導を行っている。

令和3年度（2021年度）の事前指導件数 428件

## (2) 大気保全

## ア 概要

熊本市の大気環境の状況は全般的には改善傾向にあるものの、依然として光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）等による大気汚染が課題となっている。そのような中、熊本市域の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染常時監視測定局を市内に8ヶ所設置し、大気状況を24時間連続測定し、1時間ごとに熊本県大気環境情報と環境省大気環境汚染物質広域監視システム（そらまめくん）で公表している。

また、大気汚染の原因施設となる工場・事業場に対し法令等に基づき立入調査による監視指導を行うとともに、工場・事業場の立地等の際には、周辺の大気環境に配慮した公害防止の対策を実施するよう指導を行っている。

## イ 大気汚染の状況

## ① 環境基準の達成状況

過去3年間の大気環境基準の達成状況は、表のとおりである。令和3年度（2021年度）は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び微小粒子状物質の5項目については全測定局で環境基準を達成している。

しかし、光化学オキシダントについては、全測定局で環境基準未達成となっており、その原因については、海外からの大気汚染物質の流入が指摘されている。

光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となった場合に市民に注意喚起を行う光化学スモッグ注意報は、令和3年度（2021年度）に熊本市内での発令はなかった。

微小粒子状物質についても、一日平均値が国が定めた暫定指針値（日平均70 $\mu$ g/m<sup>3</sup>）を超える恐れがある場合に行う注意喚起についても、令和3年度（2021年度）の発令はなかった。

環境基準達成状況

測定項目	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			光化学オキシダント			一酸化炭素			微小粒子状物質			
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。			1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。			1時間値が0.06ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。			1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。			
環境基準による大気汚染の評価	長期的評価			長期的評価			長期的評価			短期的評価			長期的評価			短期及び長期的評価			
	1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと。			年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること。			1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。			1時間値が0.06ppm以下であること。			1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと。			1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値の低い方から98%値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。			
年度	R元	R2	R3	R元	R2	R3	R元	R2	R3	R元	R2	R3	R元	R2	R3	R元	R2	R3	
一般局	京町局	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○	
	楡木局	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	○	○	
	北区役所	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○	
	秋津局	—	—	—	—	—	—	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
	中島局	—	—	—	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
	城南町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	○
自排局	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	×	×	○	
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○	

注1 ○は環境基準達成、×は環境基準未達成

注2 一般局：一般環境大気測定局、自排局：自動車排出ガス測定局

② 対策

本市大気汚染の原因であるばい煙発生施設への適正管理の指導や自動車排出ガスの低減を目的としたエコドライブ、低公害車導入等の普及啓発に取り組む。また、光化学オキシダントについては、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視するとともに、市民や事業者等への迅速な広報連絡体制を整え、光化学スモッグ注意報等の発令に備えている。微小粒子状物質については、県と協力しながら、国へ情報提供を行い、知見の集積に努めていく。

ウ 工場、事業場の監視・指導状況

「大気汚染防止法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に規定するばい煙発生施設を設置している工場・事業場は延べ676件ある（令和4年（2022年）4月1日現在）。このうち、令和3年度（2021年度）は延べ3件に対し立入調査を実施し、ばい煙発生施設の管理状況の確認及び適正管理の指導を行った。

また、公害発生の未然防止のため、工場・事業場立地等の際には「熊本市公害防止事前指導要綱」に基づき事業者へ公害防止事前届出書の提出を求めており、令和3年度（2021年度）は428件の届出に対し事業者へ事前指導を行った。

アスベスト粉じん対策では、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出のあった解体等工事現場延べ15件及び令和3年度（2021年度）に改正された大気汚染防止法により規制対象が拡大されたことから、届出以外の解体等工事現場46件に立入調査を実施し、解体等作業を行う際のアスベスト含有建材除去の適正な措置を確認した。

## エ 自動車交通公害対策

熊本市における自動車交通に起因する大気汚染や騒音対策と地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、自動車排出ガスの常時監視、自動車騒音測定による幹線道路等の面的評価、エコドライブ促進、公用車への低公害車導入等の取り組みを進めている。

### ① 現況

自動車排出ガス中に含まれる二酸化窒素については、例年、環境基準（0.06ppm以下）を達成している。その他、自動車交通騒音調査（面的評価）を、平成18年度（2006年度）から開始し、現在、市内幹線道路の評価対象区間である219区間を5カ年のローリングで実施している。

### ② 対策

自動車排出ガスによる環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップなどエコドライブや低公害車の普及等の取り組みを推進する。

## オ 有害大気汚染物質監視

### ① ダイオキシン類の監視と啓発

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき令和3年度（2021年度）は市内の3地点において、夏期と冬期の年2回、大気中のダイオキシン類の測定を行い、全測定地点とも環境基準を達成した。また、発生源対策としては廃棄物焼却炉施設が行ったダイオキシン類自主測定結果を確認し、排出基準の遵守等監視指導を行い、ダイオキシン類の発生防止・削減に努めている。

### ② 有害大気汚染物質の監視

市内1地点（自動車排出ガス測定局）でベンゼン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物、アセトアルデヒド等のアルデヒド類及び水銀等の重金属類など21種類、また、別の市内2地点（自動車排出ガス測定局及び沿道）で自動車排出ガスに由来する6種類の有害大気汚染物質について毎月1回測定を行い、モニタリングを実施している。令和3年度（2021年度）の結果は、3地点とも環境基準等を達成していた。

## (3) 地球温暖化・エネルギー対策

### ア 概要

近年、世界各地で強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波、寒波などの異常気象による災害が発生し、多数の死者や農作物等への甚大な被害が報告されている。我が国においても、令和2年（2020年）7月に本県を中心とする集中豪雨により、全国で80名以上の死者・行方不明者が発生するなど、過去に類を見ない異常気象に伴う災害が毎年のように起こっている。

これらの異常気象について、世界気象機関（WMO）は、長期的な地球温暖化の傾向と一致しているとしており、異常気象への対応として温暖化対策に取り組むことが、全世界における共通かつ喫緊の課題としており、本市としても地球温暖化対策に取り組む必要がある。

### イ 地球温暖化対策

本市では、平成22年（2010年）3月、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画として、熊本市低炭素都市づくり戦略計画を策定し、市民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化対策に取り組んできた。

さらに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を進めていくに当たっては、熊本連携中枢都市圏が一体となって取り組むことがより効果的であることから、令和2年（2020年）1月、熊本連携中枢都市圏共同で「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言するとともに、令和3年（2021年）3月には気候非常事態宣言を行い、2つの宣言を実行していくための具体的な計画として、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を策定した。

今後は、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進など実行計画に掲げる基本方針に基づく施策を推進する。また、重点取組として地域資源を活用したエネルギーの地産地消等の地域エネルギー事業や地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択（COOL CHOICE）」を促す運動などについて圏域共同で推進する。

## ウ エネルギー対策

本市では、これまで市有施設での再生可能エネルギーの導入等に率先的に取り組んできた。そのような中、平成28年（2016年）の熊本地震を受け、エネルギーの有効活用による市有施設全体のエネルギー最適化と災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を目的に、市も出資する地域エネルギー会社と連携して令和元年度（2019年度）から総合的な「地域エネルギー事業」に取り組んでいる。

今後は、「くまもと脱炭素循環共生圏」の実現に向け、このようなエネルギー事業を熊本連携中枢都市圏内の市町村連携で進めるとともに、住民・事業者の再生可能エネルギー等の導入を促進し、温室効果ガスの削減と広域的な災害対応機能の向上を目指す。

### ① 公共施設における省エネ・畜エネ・再エネの推進

本市では、再生可能エネルギーの導入を推進するため、市有施設における太陽光発電システムの導入に取り組んでおり、現在、81施設に設置している。

また、「地域エネルギー事業」として、東西環境工場（廃棄物焼却施設）で発電した電力を本市の庁舎、学校等、約220の市有施設に供給するとともに、防災拠点等への大型蓄電池の設置、EV充電拠点の整備、全庁的なエネルギーマネジメント等を進め、エネルギーの地産地消と災害対応力の強化を推進している。

更に、省エネルギーの推進と水銀フリー社会の実現に向け、市有施設における照明のLED化に取り組んでおり、令和3年度（2021年度）末に学校施設と消防施設におけるLED化が完了した。また、その他の市有施設については、令和5年（2023年）9月の完了を目指し、LED化に取り組んでいる。

### ② 市民や事業者の省エネルギー機器等の導入推進

平成30年度（2018年度）からは、省エネルギー機器等の普及を促進するため、東西環境工場で発電した電力の市有施設への供給により削減された経費を原資として市民や事業者が省エネルギー機器等を導入する際の補助金を交付する事業を開始した。対象は、エコカー（EV、PHV、FCV）、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）、太陽光発電設備、蓄電池、エネファーム、高断熱窓改修、省エネ家電製品の購入、事業者の省エネルギー設備の導入である。



## 2 緑化推進・生物多様性の保全（環境共生課）

### （1）概要

本市における自然環境の保全や緑の創出については、昭和47年（1972年）10月、市議会において「森の都都市宣言」が決議され、市民の関心と理解を得て、着実にその効果をあげてきた。

さらに、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年（1989年）3月28日制定）」をはじめ、「熊本市緑の基本計画（令和3年（2021年）3月改定）」等の各種計画や、「江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成26年（2014年）10月7日制定）」に基づき、市民協働で豊かな自然環境の保全に取り組んでいるところである。

また、平成28年（2016年）3月に「熊本市生物多様性戦略 ～いきもん つながる くまもとCプラン～」を策定し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいる。

### （2）事業実施状況

（令和3年度（2021年度）実績）

事業概要		備考	
立田山憩の森管理	立田山憩の森の管理（清掃、下草刈り、施設整備等）		
自然環境保全	環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用、江津湖地域の生態系保全に係る条例関連、アライグマ対策	環境保護地区数 開発行為協議数	14箇所 77件
保存樹木等保全	保存樹木の指定及び管理	保存樹木指定本数	581本
香りの森管理	香りの森の管理（除草、清掃、樹木の維持管理）	使用申請	6団体 (2,206人)
森林学習館管理	森林学習館の管理（指定管理者）	森林学習館利用者数	1,098人
ふれあいの森林管理	ふれあいの森林の管理（下草刈り）		
生物多様性保全	「熊本市生物多様性戦略 ～いきもん つながる くまもとCプラン～」の推進		
市電緑のじゅうたん事業	市電軌道敷への芝の植栽、サポーター制度による寄附を用いた芝の維持管理	既緑化区間 管理寄付金額	約989m 5,861,256円
公共地緑化	自治会等への花苗配布	花苗配布（自治会等）	1,637団体
民有地緑化	民有地の緑化推進のための補助、記念樹配布	つながりの森づくり補助 記念樹配布本数	31件 471本
緑化啓発	緑のマイスター（緑化リーダー）養成講座の実施	養成講座修了者	52人

### 3 水環境の保全（水保全課）

#### （1）概要

本市は、74万市民の水道水源すべてを地下水で賄う、全国でも稀な水資源に恵まれた都市である。この貴重な地下水を次世代に引き継いでいくために、「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年（1976年）3月）され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年（1977年）9月）し、地下水保全に取り組んできたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、平成16年（2004年）3月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成、平成21年（2009年）3月には、水量と水質の両面から地下水保全に取り組むため、従来のプランを「熊本市地下水保全プラン」とし、令和2年（2020年）3月には「第3次熊本市地下水保全プラン」に改訂した。また、これまで問題となっていたトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による汚染は、浄化対策の実施等により水質が改善してきたが、硝酸性窒素による汚染が顕在化している。このため、平成19年（2007年）に「第1次熊本市硝酸性窒素削減計画」、令和2年（2020年）3月には「第4次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、関係機関等と連携して負荷量の削減に取り組んでいる。さらに、「熊本市地下水保全条例」を全面改正し（平成20年（2008年）7月施行）、関係者の責任と役割を明確にして、市民や事業者も参画する中で総合的な地下水保全対策を推進している。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む11市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、平成24年度（2012年度）には（公財）くまもと地下水財団を設立し、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は、熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取組を行っている。

平成20年（2008年）6月には、このような地域の枠組を越えた長期にわたる水保全に対する取組が評価され、第10回日本水大賞グランプリを受賞している。また、同月には、環境省が選定する平成の名水百選に「金峰山湧水群」と「水前寺江津湖湧水群」が選ばれた。

さらに、平成25年（2013年）3月には、長期的かつ広域的な地下水保全の取組が国際的に高く評価され、国連“生命の水”最優秀賞を受賞した。

#### （2）水量の保全

##### ア 節水市民運動の推進

平成17年度（2005年度）から、市民総参加で節水に取り組む節水市民運動を企画・展開している。「わくわく節水倶楽部」を推進組織とし、会報誌等を通じて、広く節水を呼びかけている。令和6年度（2024年度）までに、市民1人1日あたりの生活用水使用量210リットル達成を目標として、水使用量の増加する夏場を中心に、年間を通して節水市民運動を展開している。また、学校や地域等で節水教育を行いながら、地下水の大切さについて啓発を行っている。

##### イ 水量監視

###### ① 地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和61年度（1986年度）から観測井を設置し、現在20カ所33本の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成18年度（2006年度）からは、ホームページ「くまもとウォーターライフ」上で地下水位情報を発信している。

## ② 年間地下水採取量の集計

区分		年度				
		平 28	平 29	平 30	令 元	令 2
上水道用	井戸本数(本)	113	111	113	112	112
	一日平均採取量(m <sup>3</sup> )	220,425	213,615	214,126	210,366	211,454
	年間採取量(m <sup>3</sup> )	80,455,259	77,969,599	78,155,820	76,993,927	77,180,855
農業・水産 養殖用	井戸本数(本)	1,066	1,040	1,025	981	997
	一日平均採取量(m <sup>3</sup> )	34,234	31,254	28,979	31,390	31,124
	年間採取量(m <sup>3</sup> )	12,495,376	11,407,574	10,577,233	11,488,820	11,360,218
工業・建築 物・家庭用等	井戸本数(本)	972	961	964	960	949
	一日平均採取量(m <sup>3</sup> )	44,225	43,426	43,729	43,656	42,953
	年間採取量(m <sup>3</sup> )	16,142,239	15,850,465	15,960,929	15,977,956	15,677,967
合計	井戸本数(本)	2,151	2,112	2,102	2,053	2,058
	一日平均採取量(m <sup>3</sup> )	298,885	288,295	286,833	285,412	285,532
	年間採取量(m <sup>3</sup> )	109,092,874	105,227,638	104,693,982	104,460,703	104,219,040

(注) 令和2年度が最新値

## ウ かん養域保全

## 水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能(水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和)を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として、白川、緑川等の上流域である水源かん養地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和29年度(1954年度)から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成16年(2004年)2月に策定した(平成25年(2013年)11月改定)。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

令和3年度(2021年度)末の「水源かん養林」の管理面積は、約873haであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡など5町2村で広域的に取り組んでいる。

## 水源かん養林所在地及び樹種別面積(令和4年(2022年)3月31日現在)

## 所在地別

所在地	面積(ha)	所有形態別内訳(ha)		流域別内訳(ha)		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
菊池郡 大津町	325.67	325.67	—	—	—	325.67
下益城郡美里町	19.04	—	19.04	—	19.04	—
上益城郡山都町	59.02	22.97	36.05	—	59.02	—
御船町	23.56	—	23.56	—	23.56	—
阿蘇郡 西原村	276.49	267.33	9.16	150.60	125.89	—
南阿蘇村	113.72	106.78	6.94	113.72	—	—
高森町	56.24	56.24	—	56.24	—	—
合計	873.74	778.99	94.75	320.56	227.51	325.67
構成比〔所有形態・流域別〕(%)		89.16	10.84	36.69	26.04	37.27

樹種別

分類	樹種	面積 (ha)	構成比 (%)
針葉樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチヨウ	350.92	40.16
落葉広葉樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	449.52	51.45
常緑広葉樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	11.65	1.33
その他	雑木、竹ほか無立木地（作業道等含）	61.65	7.06

エ 人工かん養促進

① 白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成8年度（1996年度）と平成10年度（1998年度）に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成11年度（1999年度）、平成12年度（2000年度）に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成13年度（2001年度）から平成15年度（2003年度）までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成16年（2004年）1月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

令和3年度（2021年度）は、約472ha（1ヶ月換算）の転作田で湛水が実施され、約1,416万㎡の地下水かん養効果があったと推計される。

② 雨水貯留施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、家庭での雨水貯留タンクの設置や浄化槽から雨水貯留槽への転用に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

(3) 水質の保全

ア 水質監視

① 地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、地下水の環境基準適合状況を調査している。令和3年度（2021年度）は計209本の井戸を対象に調査を行った。この調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握する概況調査、過去に汚染のあった井戸やその周辺で継続的な監視をする継続監視調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸の本数は次のとおりである。

(令和3年度)

揮発性有機化合物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	砒素	ふっ素	ほう素
10本	20本	19本	22本	3本

② 公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域（河川：34地点、海域：6地点）の水質を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。健康項目は、すべての公共用水域で一律に定められているが、生活環境項目は、各河川・海域が該当する類型に応じた環境基準が設定されており、それぞれ環境基準点において環境基準の適合状況を評価している。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである。（熊本市調査分）

(令和3年度)

河川名	測定地点名	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	溶存酸素 (DO)	浮遊物質 (SS)
白川	吉原橋	1.0	9.0	6
堀川	坪井川合流前	1.6	10.0	12
坪井川	堀川合流前	1.8	9.4	6
	上代橋	5.5	6.6	5
	千金甲橋	2.9	6.8	23
井芹川	山王橋	0.9	9.5	6
	尾崎橋	0.9	9.5	5
天明新川	六双橋	1.4	7.9	10

(注) 単位はmg/L、BODは75%値、その他は平均値

### ③ ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域（河川及び海域）の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。令和3年度（2021年度）は、公共用水域の水質（3検体）・底質（3検体）、地下水の水質（2検体）及び土壌（2検体）を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

## イ 水質浄化対策

### ① 地下水浄化対策

揮発性有機化合物や重金属等の工場・事業場による汚染地区11地区のうち6地区で、土地所有者又は原因者等により、「揚水ばっ気処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水や土壌の浄化措置を実施している。浄化措置の実施により、地下水濃度は減少しているが、今なお環境基準を超過している。

### ② 硝酸性窒素による地下水汚染対策

令和2年（2020年）3月に策定した「第4次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき、各区の農業特性に応じ、農業者、農業関係者等と協働して施肥対策、家畜排せつ物対策、生活排水対策等の取組を推進した。

とりわけ、地下水の重要なかん養域である市東部地域における家畜排せつ物による硝酸性窒素負荷を削減するため、熊本市東部堆肥センターを運営している。

### ③ 水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている事業場へ立入排水検査を行っている。排水基準を超過した場合は、事業者に対し改善命令等を発出し、改善措置の実施状況を確認している。

(令和3年度)

法 令 名	届出事業場数	規制対象事業場数	立入調査実施事業場数
水質汚濁防止法	1,097	85	46
熊本県地下水保全条例	92	8	6
熊本県生活環境の保全等に関する条例	70	15	3

## (4) 広域的な保全対策

地下水は熊本地域<sup>(※)</sup>で共有する貴重な財産であることから、広域的かつ持続的な保全対策が必要である。

ライフスタイルの変化や都市化の進展などに伴い低下傾向にあった地下水位は、これまでの取組により、近年は横ばい若しくは上昇傾向にある。また、水質悪化の一要因である硝酸性窒素濃度の上昇が見られる地域があるなど、依然として、地下水を取り巻く環境は質・量共に厳しい状況である。

このような状況の中、熊本地域で地下水保全対策を推進するため、事業者、経済団体、行政等の多くの方々との協議を経て、これまで地下水保全に取り組んでいた既存3組織を統合し、平成24年(2012年)4月に(公財)くまもと地下水財団を設立した。

今後も、(公財)くまもと地下水財団と連携し、県と本市を含む熊本地域11市町村、事業者、住民と協働し熊本地域が一体となり、地下水に関する調査研究をはじめ、地下水の水質や水量の保全等を広域的・持続的に展開することとしている。

※ 熊本地域とは、地下水を共有する熊本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の11市町村

## (5) 水ブランドの推進

本市にとって「水」は存立基盤として保全すべき資源であるとともに魅力づくりに生かすべき資源でもある。本市の良質で豊富な地下水とその地下水に育まれる農産物や食、自然環境、歴史や文化などを総合的なブランドとして発信し、「訪れたいまち、住みたいまち」につなげていくことを目的に「くまもと水ブランド」として発信している。

熊本駅から熊本城を中心とする中心市街地に5箇所の親水施設を設置し、市民や観光客に対し、地下水都市・熊本の魅力を視覚的にPRしている。併せて、水に関わる自然、歴史、風習、人物、芸術など有形または無形の資源を「熊本水遺産」として登録することにより、本市の水の風土と文化を後世に伝えるとともに、その魅力を内外に発信しており、現在92件の熊本水遺産が登録されている。また、平成20年度(2008年度)から取り組んでいる「くまもと「水」検定」や「くまもと水守制度」により、水保全活動を担う人材育成を推進している。

また、市民、事業者と協働による広域的な地下水保全の取組を国内外に発信するとともに、水に関するワークショップを企業等と共催し、熊本の水の魅力をPRしている。

## 4 廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

### (1) 概要

本市では、限られた資源をできるだけ大切に利用し、将来にわたって誰もが豊かな生活を享受できるよう、市民・事業者・行政等の多様な主体が互いに連携・協働してごみの減量化や資源化に積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない、持続可能な循環型都市の実現を目指している。

これまで、大型ごみの有料化(平成13年(2001年))、資源物の持ち去り禁止条例の制定(平成19年(2007年))、そして家庭ごみ有料化(平成21年(2009年))やプラスチック製容器包装の分別収集(平成22年(2010年))に取り組んできた。

また、平成25年(2013年)に「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、熊本県と本市は率先して「水銀フリー(使用削減・適正処理)社会」を目指すこととし、平成26年(2014年)10月から、家庭から排出された蛍光灯、水銀体温計などの水銀を含むものや爆発の危険性があるものを「特定品目」として分別収集を開始した。さらに、令和2年(2020年)7月に、ボタン型電池、充電池を特定品目に加えた。

そのような中、平成23年(2011年)3月に策定した前計画の計画期間満了に伴い、令和4年(2022年)3月に「熊本市一般廃棄物処理基本計画」を策定した(計画期間:令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度))。めざす姿として「みんなでつくり、未来へつなぐ、循環型都市」を掲げ、3つの基本方針のもと、SDGsの理念を踏まえて施策を実施する。特に、近年の新たな課題である「プラスチックごみ対策」や「食品ロス対策」を盛り込み、重点的に取り組むこととしている。

また、ごみ排出量やリサイクル率、ごみ処理経費の収支等については、本市ホームページに掲載している「熊本市ごみレポート」や「廃棄物処理事業概要」にて公表している。

### (2) 家庭ごみ有料化(廃棄物計画課)

#### 指定収集袋の種類と価格

(令和4年4月1日現在)

	燃やすごみ用	埋立ごみ用
大袋(450相当)	35円	35円
中袋(300相当)	23円	23円
小袋(150相当)	12円	12円
特小袋(50相当)	4円	—

※ いずれの価格も1枚当たり

※ 10枚を1セット(冊)で販売

※ 家庭ごみ有料化に伴う経済的負担の観点から、支援策として生活保護世帯や、特に減量の余地のない紙おむつ等の使用者に対し、指定収集袋を一定数量無料で交付

### (3) 廃棄物処理手数料(廃棄物計画課)

(令和4年4月1日現在)

種別	取扱区分	単位	金額
一般廃棄物	焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	150円
	大型ごみを市の収集により処分するとき	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物(熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により告示されたものに限る。)又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの。	焼却施設へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	155円
	最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	150円

(4) 保有車両 (廃棄物計画課)

(令和4年4月1日現在)

事業所名	バッカー車	その他の車両	啓発推進車	予備車	事務連絡車
北部クリーンセンター	12	2tパワーゲート1	7	9	1
西部クリーンセンター	16	2tパワーゲート1	6	6	1
東部クリーンセンター	15	2tパワーゲート1	6	8	1

(5) 家庭ごみの分別収集とリサイクル (廃棄物計画課)

目的 資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみ減量・リサイクルの推進、最終処分場・焼却施設の延命化、市民のごみ減量・リサイクル意識の向上を図る。

収集回数 「資源物」「ペットボトル」「特定品目」収集日：毎月2回 「紙」収集日：毎週水曜日  
「プラスチック製容器包装」収集日：毎週1回

住民搬出方法 「資源物」「ペットボトル」「特定品目」「プラスチック製容器包装」は透明ごみ袋に入れて、紙はひもで縛るか紙袋に入れて、収集日の午前8時30分までにごみステーションへ搬出

収集品目 空きびん、空き缶、ペットボトル、新聞紙、雑紙、段ボール、古着、なべ類、自転車、プラスチック製容器包装、ガス缶、スプレー缶など

(6) リサイクルの推進 (ごみ減量推進課)

持続可能な循環型社会の実現に向け、市民の日常生活におけるリサイクル活動を推進するために、助成制度などにより地域の美化やごみの減量、リサイクル活動を支援している。

ア 市民リサイクル活動助成事業

市民リサイクル活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量及び活動実施回数に応じて助成を行っている。

助成対象品目 古紙類 (新聞、雑紙、段ボール、紙パック)、ガラスびん類 (一升びん、ビールびんなど)、金属類 (アルミ類、スチール類)、布類 (古着)

市民リサイクル活動実績

区分 \ 年度	平 29	平 30	令 元	令 2	令 3
登録団体	836	831	829	821	804
実施団体	722	729	725	585	532
総回収量 (t)	6,104	5,730	5,436	3,998	3,614
助成総額 (千円)	42,295	40,187	38,446	28,993	27,148

注) 1. 回収量助成単価は、令和3年 (2021年) 下半期からは助成品目全て1kg当たり7円

2. 実施回数助成は、令和3年 (2021年) 下半期からは (実施月数) ×1,000円を交付

イ 生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

[生ごみ堆肥化容器]

・購入代金の2分の1 (1基当たり5千円を上限、1世帯2基まで) ※平成27年度 (2015年度) から

助成実績

区分 \ 年度	平 29	平 30	令 元	令 2	令 3
助成基数	71	38	66	73	43
助成総額 (千円)	181	89	145	175	124

[電気式生ごみ処理機]

・購入代金の2分の1 (1台当たり30千円を上限、1世帯1台まで) ※平成27年度 (2015年度) から

助成実績

区分 \ 年度	平 29	平 30	令 元	令 2	令 3
助成基数	95	116	124	119	120
助成総額 (千円)	2,586	3,042	3,208	3,136	2,688



## (7) 焼却施設（環境工場）

都市ごみがライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、平成28年（2016年）3月に竣工した西部環境工場（280t/日）と平成6年（1994年）3月に竣工した東部環境工場（600t/日）の両工場（合計処理能力880t/日）で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計16,480kwの発電能力を持ち、場内及び隣接施設に電力を供給している。余剰電力は市庁舎や区役所等で利用し、市関連施設全体の約4割を賅っている。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウス及び西部交流センターに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給している。

施設の維持管理面では、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成12年度（2000年度）から平成13年度（2001年度）にかけて飛灰処理設備改修工事を実施し、老朽化対策として平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの計画で基幹的施設整備を進めた。

## ア 余熱利用

## ① 東部環境工場（所在地：東区戸島町2570番地）

目的 ごみ焼却の余熱を利用し、工場に隣接する健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賅うほか、市庁舎等へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。

発電設備 抽気復水蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力10,500kw

## （健康増進施設）

名称 三山荘  
所在地 東区戸島町2573番地  
開設年月日 平成2年（1990年）10月16日  
定員 大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室（茶室含む）20人  
使用料 大人（高校生以上）400円 ただし、地元自治会に所属している者は無料  
小人（中学生以下）無料

## （健康増進施設）

名称 東部交流センター  
所在地 東区戸島町2588番地1  
開設年月日 平成19年（2007年）10月10日  
定員 体育館・集会などで300人（バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート2面：400㎡）  
多目的室・集会などで200人（講演会、演奏会、ダンス練習などに分割使用可能：200㎡）  
使用料 体育館（全面使用）：午前3,210円 午後・夜間各4,280円  
体育館（バドミントン）：一般570円/面・時間 高校生以下290円/面・時間  
体育館（卓球）：一般280円/面・時間 高校生以下140円/面・時間  
多目的室（全面使用）：午前3,000円 午後・夜間各4,000円  
多目的室（半面使用）：午前1,500円 午後・夜間各2,000円  
調理室：午前1,200円 午後・夜間各1,600円  
和室：午前500円 午後・夜間各700円  
ただし、地元団体の公的行事については無料

## ② 西部環境工場（所在地：西区城山薬師2丁目12番1号）

目的 ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、工場内及び西区役所の電力を賅うほか、市庁舎等へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する。西区役所に隣接する温浴施設「西部交流センター」に温水・電力を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。

発電設備 復水式蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力5,980kw

(ハウス園芸施設への温水供給)

利用者 西部環境工場温水利用温室組合  
 加温方式 温水フィンチューブ方式(60℃)  
 栽培品目 トマト、花き類  
 温室内容 ガラス温室

(健康増進施設)

名称 西部交流センター  
 所在地 西区小島2丁目7番50号  
 開設年月日 平成30年(2018年)4月1日  
 定員 浴室 男子・女子用各50人、研修室40人、大広間50人  
 多目的室 バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート1面：330㎡、卓球台：2面  
 使用料 浴室 高校生以上400円、小中学生150円、小学生未満から満3歳以上80円  
 満3歳未満と地元自治会に所属している者は無料  
 多目的室(全面使用) : 午前3,000円 午後・夜間各4,000円  
 多目的室(バドミントン) : 一般460円/面・時間 高校生以下230円/面・時間  
 多目的室(卓球) : 一般220円/面・時間 高校生以下110円/面・時間  
 研修室(全面使用) : 午前1,300円 午後・夜間各1,500円  
 研修室(半面使用) : 午前650円 午後・夜間各750円  
 ただし、地元団体の公的行事については無料

(8) 最終処分場

名称 扇田環境センター(所在地：北区貢町1567番地)  
 扇田環境センターは、昭和59年(1984年)に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成11年(1999年)から隣接地に新しい最終処分場の建設に着手し、一期工事分として埋立容量605,000㎡分を平成15年(2003年)3月に完成させ、同年6月から使用を開始した。  
 新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない2重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、即日覆土によるサンドイッチ・セル方式による埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。  
 平成21年(2009年)10月から第二期工事に着手し、埋立容量895,000㎡を新たに造成した。新処分場として予定していた総埋立容量1,500,000㎡分を確保し、平成25年(2013年)3月に完成した。

(ふれあい広場)

名称 戸島ふれあい広場  
 戸島塵芥埋立処分場跡地と扇田環境センター(旧埋立地)は埋め立てが終了し、平成25年(2013年)4月に市民の健康増進と周辺地域の生活環境の向上に資するため、その跡地に、ふれあい広場を設置し、同年9月より指定管理により管理運営開始。  
 所在地 東区戸島町1489番地  
 開設年月日 平成25年(2013年)4月1日  
 (パークゴルフ場の使用許可の開始は、平成25年(2013年)9月1日)  
 共用時間 午前9時～午後5時(※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで)

使 用 料	パークゴルフ場 : 1人1日につき 500円 (大人)、200円 (高校生以下)
	自由広場 : 1時間につき 500円
施 設 概 要	パークゴルフ場、自由広場、こもれびの森、芝生広場、いこいの広場、管理事務所等 駐車場 収容可能台数168台 (無料)
名 称	扇田ふれあい広場
所 在 地	北区釜尾町811番地
開設年月日	平成25年(2013年)9月1日
共 用 時 間	午前9時～午後5時 (※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで)
使 用 料	パークゴルフ場 : 1人1日につき 500円 (大人)、200円 (高校生以下)
施 設 概 要	パークゴルフ場、管理事務所等、駐車場 収容可能台数123台 (無料)

### (9) ごみのないまちづくりの推進(ごみ減量推進課)

観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、平成19年(2007年)7月1日に「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」を施行した。

特に路上禁煙区域及び美化重点推進区域に「上通、下通、新市街のアーケード内」を指定し、熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員等による巡回を行うことで、路上喫煙及びポイ捨ての防止に努めている。

## 5 し尿処理及び浄化槽の普及促進（浄化対策課）

### （1）概要

浄化槽汚泥を含むし尿については、し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を受けたし尿処理業者9業者が地区ごとに処理規定に基づき収集している。収集したし尿は、市が指定するし尿処理施設において適正に処理している。

また、下水道の普及により影響を受けるし尿処理業者の適正な収集体制の整備に資するために、旧市域においては平成10年度（1998年度）からし尿処理業者合理化事業に着手し、計画に基づいた事業の転換を行っている。

その他、公共用水域の水質保全を目的として、小型合併処理浄化槽の普及を図るため、公共下水道事業計画区域外等において浄化槽設置者に対して補助金を交付している。また、熊本地震の影響により、小型合併処理浄化槽の新設・取替えを余儀なくされた公共下水道事業計画区域内の被災者に対する補助金交付を平成29年度（2017年度）より開始した。

### （2）処理対象人口と収集量

※処理対象人口については令和4年（2022年）3月31日現在での推計（外国人を含む）

区分		年度					
		平 29	平 30	令 元	令 2	令 3	
処理対象人口		732,217	731,933	731,572	731,426	729,934	
内 訳	水洗化	公共下水道（人）	637,190	638,902	640,319	643,661	644,523
		浄化槽（人）	77,801	76,189	74,983	73,691	72,391
	くみ取り（人）	17,166	16,782	16,210	14,014	12,960	
	自家処理（人）	60	60	60	60	60	
収 集 量	くみ取りし尿収集量（k1）	13,200.3	12,687.1	11,786.8	11,221.1	10,450.1	
	浄化槽汚泥収集量（k1）	54,175.2	49,992.3	48,709.0	47,657.6	48,049.7	
	収 集 量 合 計（k1）	67,375.5	62,679.4	60,495.8	58,878.8	58,499.8	

### （3）処理量（処理施設別）

（単位：k1）

区分		年度				
		平 29	平 30	令 元	令 2	令 3
東 部 浄 化 セ ン タ ー		18,740.1	16,997.3	15,706.9	14,419.1	15,092.3
中 部 浄 化 セ ン タ ー		30,440.2	28,512.1	28,145.6	27,964.9	27,192.2
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー		18,195.2	17,170.0	16,643.3	16,494.8	16,215.3
計		67,375.5	62,679.4	60,495.8	58,878.8	58,499.8

### （4）許可業者（し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業）

- ・ 旧市域 6業者 ・ 富合地区 2業者（うち1業者は城南地区業者）
- ・ 城南地区 1業者 ・ 植木地区 1業者

※旧市域⇒富合・城南・植木地区を除く旧熊本市域

## (5) 処理施設

区分	適用	処理区域	処理能力	処理内容
東 部 浄 化 セ ン タ ー		旧市域 富合地区 城南地区	90 k1/日	暫定施設投入後に下水処理※
中 部 浄 化 セ ン タ ー			210k1/日	前処理後に下水処理
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー		植木地区	92 k1/日	脱窒素活性汚泥法

※ 熊本地震により秋津浄化センターが損壊したため、東部浄化センターに簡易の投入口施設を建設し、し尿等を投入している。  
なお、恒久施設については東部浄化センター内に建設を進めている。

## (6) 浄化槽の設置状況（令和3年度（2021年度））

(単位:基)

型 式		人 槽	5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201以上	計
単 独 処 理 槽	腐 敗 型		2,216	146	124	11	1	0	2,498
	全 ば っ 気 型		850	58	93	31	3	0	1,035
	分 離 ば っ 気 型		1,400	30	151	11	0	2	1,594
	接 触 ば っ 気 型		3,393	360	387	18	6	2	4,166
	計		7,859	594	755	71	10	4	9,293
合 併 処 理 槽			12,313	252	381	146	117	80	13,289
合 計			20,172	846	1,136	217	127	84	22,582

## (7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分	年 度	平 29	平 30	令 元	令 2	令 3
補 助 対 象 基 数 ( 基 )		305	296	299	76	53
補 助 対 象 人 槽 ( 人 槽 )		1,676	1,615	1,622	417	296
補 助 金 の 額 ( 千 円 )		105,191	100,793	92,672	45,281	36,085

## (8) 被災合併処理浄化槽設置支援事業補助金 ※令和4年度から事業廃止

区 分	年 度	平 30	令 元	令 2	令 3
補 助 対 象 基 数 ( 基 )		122	39	12	4
補 助 対 象 人 槽 ( 人 槽 )		687	220	71	24
補 助 金 の 額 ( 千 円 )		37,316	11,948	3,724	1,240

6 環境総合センター

(1) 概要

昭和47年(1972年)	2月	公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所を設置する。衛生局衛生部に所属する。
昭和55年(1980年)	10月	田迎町大字田井島269番地に新築移転する。
昭和56年(1981年)	1月	熊本市保健衛生研究所と改称する。
平成4年(1992年)	4月	機構改編により環境保全局に所属替えとなる。
平成7年(1995年)	4月	熊本市環境総合研究所と改称する。機構改編により2課5係となる。
平成7年(1995年)	6月	画図町大字所島404番地1に新築移転する。 (建物名 熊本市環境総合センター)
平成11年(1999年)	4月	機構改編により次長、主査制となる。(部相当)
平成19年(2007年)	4月	機構改編により部相当から課相当となる。
平成24年(2012年)	4月	所属局名が環境局となる。熊本市環境総合センターと改称、4班となる。

所在地 東区画図町大字所島404番地1

業務内容 環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査及び調査研究並びに環境総合センターの管理

(2) 業務実績

令和3年度(2021年度)	検査実績	検体数	16,124検体	検査項目数	44,424項目
	環境学習実績	開催回数	0回	参加人数	0人

ア 環境関係業務

左：検体数 右：項目数

調査区分		年度		平29		平30		令元		令2		令3	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
大気汚染	有害大気汚染物質		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	微小粒子状物質 (PM2.5)		70	2,752	74	2,822	128	3,928	54	2,304	72	3,010	
	酸性雨		90	636	93	678	92	664	92	664	89	570	
	小計		172	3,400	179	3,512	232	4,604	158	2,980	173	3,592	
水質汚濁	河川・海域	生活環境項目等	304	1,944	305	1,959	304	1,952	304	1,952	307	1,975	
		健康項目 ・要監視項目	21	748	21	735	23	740	23	740	21	749	
	地下水	概況調査	139	5,492	141	5,526	139	5,471	139	5,471	139	5,472	
		定期 モニタリング調査	266	2,853	257	2,748	255	2,756	247	2,693	243	2,695	
		科学的 自然減衰監視	19	399	16	336	16	336	16	336	15	315	
		その他 (湧水調査等)	209	2,620	208	2,554	172	2,138	155	1,972	153	1,947	
		工場・事業所排水	83	640	72	558	65	507	36	255	48	349	
	その他 (排水自主測定等)	72	2,698	23	2,676	18	2,563	19	2,577	29	2,577		
	小計		1,113	17,394	1,043	17,092	992	16,463	939	15,996	955	16,079	
	廃棄物処分場関係		81	2,478	166	2,357	77	2,183	52	1,370	68	2,040	
外部精度管理		4	74	3	66	3	65	4	75	3	13		
その他 (空間放射線量率等)		7	7	4	4	9	9	19	19	5	5		
合計		1,377	23,353	1,395	23,031	1,313	23,324	1,172	20,440	1,204	21,729		

## イ 衛生科学関係業務

左：検体数 右：項目数

調査区分	年度		平 29		平 30		令 元		令 2		令 3	
食品理化学検査	155	5,635	172	8,921	188	9,633	69	69	105	4,667		
浴場・プール等の水質検査	131	457	119	389	113	385	45	202	74	180		
洗剤等家庭用品試験	20	20	20	20	24	26	0	0	20	20		
器具・容器包装等の試験	3	6	3	6	0	0	0	0	0	0		
その他	3	8	3	7	5	11	1	1	3	7		
合計	312	6,126	317	9,343	330	10,055	115	272	202	4,874		

※ 令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い業務を縮小

## ウ 微生物関係業務

左：検体数 右：項目数

調査区分	年度		平 29		平 30		令 元		令 2		令 3	
食品	223	676	227	671	241	744	2	2	41	82		
環境（浴場・プール水等）	212	272	214	264	177	221	27	49	128	152		
食中毒（便・吐物等）	282	4,178	256	2,540	365	4,017	92	1,116	216	2,649		
感染症（O157等、発生動向調査）	317	1,251	449	1,790	1,357	2,547	13,071	13,521	14,333	14,938		
合計	1,034	6,377	1,146	5,265	2,140	7,529	13,192	14,688	14,718	17,821		

※ 令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染症の検体数及び項目数が急増

## エ 環境学習業務

左：開催回数 右：参加人数

事業名	年度		平 29		平 30		令 元		令 2		令 3	
環境総合センター主催事業	夏休み子ども環境教室	12	45	20	137	18	207	中止	中止			
	ミニ科学体感フェア	6	421	5	866	6	1,121					
	市民環境科学セミナー	31	205	42	196	31	190					
	水生生物ウォッチング			2	48	2	54					
	種の保存と生物多様性講座	4	184	6	325	6	363					
	親子環境探検隊	3	105	3	50	4	152					
環境学習会等の支援事業	56	1,645	45	1,967	36	1,398						
合計	112	2,605	123	3,589	103	3,485						

※ 令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症検査実施の影響により環境学習業務を中止。